⑵　犯行に使用された電話番号（検察官が既に把握しているもの）
080―2164―8895、080―2392―6226、080―9556―5875、090―4541―6692
⑶　利息等を受領した銀行口座等（検察官が既に把握しているもの）
福岡銀行吉塚支店　北方　大樹名義　口座番号1620226
福岡銀行奈良屋町支店　前畑　亮太名義　口座番号1329735
北洋銀行帯広西支店　松田　廣幸名義　口座番号92924
北洋銀行美原支店　中村　宏幸名義　口座番号4046534
三井住友銀行徳庵支店　盛美　喜雄名義　口座番号1717519
三井住友銀行佐野支店　向井　和久名義　口座番号17665581
埼玉りそな銀行秩父支店　内藤　昌弘名義　口座番号4457944
みずほ銀行北九州支店　岩野　俊行名義　口座番号1216639
宮崎中央農協宮崎支店　水流　純夫名義　口座番号0055471
ゆうちょ銀行　高橋　義美名義　記号番号10290―12050561
ゆうちょ銀行　薄井　美都名義　記号番号10720―12546231
ゆうちょ銀行　谷上　輝明名義　記号番号17130―8901191
ゆうちょ銀行　渡辺　　弘名義　記号番号10210―94171451
ゆうちょ銀行　向井　和久名義　記号番号14150―146106551
⑷　主な犯行態様
ア　貸金業者等を名のり被害者方に電話をかけるなどして貸付けの勧誘を行い、これに応じた者に対し、預貯金口座への振込により貸付けを行う。
イ　貸付期間は、１週間から10日間とする。
ウ　元金や利息等の支払いは、上記４⑶記載の口座等へ振り込ませて受領する。
5　開始決定の時における給付資金の額　金30万円
6　支給申請期間　平成27年９月９日から同年11月９日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　阿部和也
⑵　裁判所名　佐賀地方裁判所
⑶　裁判年月日　平成26年１月22日
⑷　確定年月日　平成26年２月24日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、共謀の上、平成25年５月20日、現金自動預払機に、不正に入手した岩野俊行名義のキャッシュカード１枚を挿入して同機を作動させ、同機から銀行が管理する現金30万円を引き出して窃取した。
（罪名）
窃盗
8　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒840―0833　佐賀県佐賀市中の小路５番25号
佐賀地方検察庁　被害回復給付金事務担当　電話番号　0952―22―7246（直通）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（佐賀地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（佐賀地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年９月９日
東北地方整備局長　川瀧　弘之
1　処分をした年月日　平成27年８月26日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社鈴木建設工業　鈴木　国男　秋田県雄勝郡東成瀬村椿川字下段14―９　国土交通大臣許可（般・特―24）第24498号
3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令
⑴　停止を命ずる営業の範囲
建設業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。
（注１）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。
（注２）　「民間工事」とは、上記（注１）以外の建設工事をいう。
（注３）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
⑵　期間
平成27年９月10日から平成27年９月24日までの15日間
4　処分の原因となった事実　株式会社鈴木建設工業は、平成26年10月１日から平成27年３月11日までの間、建設業法第27条の23第１項に規定する工事（以下、「公共工事」という。）について、発注者と請負契約を締結する日の１年７月前の日の直後の営業年度終了の日以降の経営事項審査を受けずに、複数の公共工事の入札に参加し、その一部を落札し、請負契約を締結した。
このことが、同法第28条第１項第２号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年９月９日
北海道開発局長　本田　幸一
1　処分をした年月日　平成27年８月24日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三新　渡辺　修　北海道札幌市北区北15条西２―１―８　国土交通大臣許可（般―24）第2056号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年７月14日付けで建設業法第12条（同法第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年９月９日
四国地方整備局長　石橋　良啓